

奈良県議会事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県議会議長 上田 悟

奈良県議会規程第三号

奈良県議会事務局規程の一部を改正する規程

奈良県議会事務局規程（昭和四十一年七月奈良県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「庶務課」を「総務課」に、「調査課」を「政務調査課」に改める。

第三条第一項庶務課の項中「庶務課」を「総務課」に改め、同項調査課の項中「調査課」を「政務調査課」に改める。

第三条の二中「保安員及び」を削る。

「技師

第四条第一項中 主任保安員 を「技師」に改める。

保安員 」

第五条中第十二項及び第十三項を削り、第十四項を第十二項とする。

第十九条中「庶務課」を「総務課」に改める。

第二十条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

別表中「~~庶務課~~」を「~~総務課~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の上欄に掲げる課の課長、課長補佐若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課の課長、課長補佐若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

奈良県議会事務局庶務課	奈良県議会事務局総務課
奈良県議会事務局調査課	奈良県議会事務局政務調査課